

平成30年4月20日

原子力規制委員会 殿

敦賀原子力規制事務所
統括原子力運転検査官 加藤 照明

平成30年度保安検査実施方針について

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設に対する平成30年度保安検査実施方針を下記のとおりに定めましたので提出します。

記

1. 基本検査で実施する保安検査の内容

(1) 廃止措置計画及び廃止措置段階の保安規定に基づく保安活動の実施状況

平成28年12月、もんじゅの取扱いに関する政府方針において、運転再開はせず、今後、廃止措置に移行することが原子力関係閣僚会議で決定され、平成29年12月6日に廃止措置計画認可申請がなされた。平成30年3月28日には、廃止措置計画が認可され、同日、廃止措置段階における保安規定が認可された。これらから、当面の最重要課題である燃料体取出しを含め、廃止措置計画に基づく実施体制構築及び具体的な作業計画等の策定並びに廃止措置段階の保安規定に基づく保安活動の実施状況を確認する。

(2) 不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況

① 不適合管理プログラム(是正処置及び予防処置を含む)

発生した不適合に対する処置、是正処置、予防処置及びその有効性評価が適切に行われているか等、事業者の不適合事象に対する改善への取り組みが確実に行われていること、さらに、事業者の改善活動(コレクティブアクション)に係るプログラムの充実及び運用の状況についても確認する。

② 保守管理不備違反事項等再発防止対策実施状況

保守管理不備違反事項等の再発防止対策の完了が平成30年度以降となることが確認されたことから、保守管理不備に係る指摘事項を含め、是正処置の有効性レビューが完了するまで、引き続きその処置状況を確認する。

(3) 保守管理等の実施状況

核燃料施設等においては、非常用ディーゼル発電機設備に付随する燃料油配管の未点検等安全上重要な施設に対して長期間点検を行っていなかったことが確認された。

こうした状況から、廃止措置中のもんじゅにおいては、保守管理不備再発防止対策を踏まえ策定された廃止措置段階の保全計画等に基づき、施設の老朽化を勘案した上で維持管理すべき機器等の保守管理が適切に行われていることを確認する。

(4) 異常時及び非常時の措置

日本原子力研究開発機構大洗研究開発センターにおける核燃料物質の飛散に伴う作業員の汚染事故等を反映し、拡大防止対策が確実に行われるよう、体制、資機材、手順書等が整備され、要員に対し教育・訓練が行われていること等を確認する。

また、もんじゅにおいては、非常時の措置について、マネジメントレビューで改善すべき事項として取り上げられ、危機管理課の体制強化の必要性が指摘されている。また、廃止措置段階の保安規定で要求される大規模損壊等に係る業務が増加することから、体制強化に係る組織的な対応状況を確認する。

(5) 外部事象等に対する体制の整備状況

ここ数年来、実用炉においては、原子炉建屋への雨水流入が生じた事例等が発生している。また、外部事象等に対する体制については新規制基準において強化されているところであり、これらの状況を踏まえ、外部事象等に対する体制の整備状況について確認する。

(6) HE防止活動の実施状況

理事長指示のもと、機構大で組織的対応を行っているにもかかわらず、断ち切れていない状況が継続していることから、保安検査等においてこれまでの対策系の有効性評価と組織的対応の追加対策の検討を求めているところである。今後も、HE及びそれに起因するトラブルの未然防止の観点から、HE防止対策の実施状況を確認する。

2. 追加検査で実施する保安検査の内容

該当なし。

3. 保安検査実施時期

- (1) 第1四半期:6月上旬
- (2) 第2四半期:9月上旬
- (3) 第3四半期:12月上旬
- (4) 第4四半期:3月上旬